

## 農林水産省における化学物質対策について

平成13年12月3日  
農 林 水 産 省**1. 農林水産省における化学物質対策**

農林水産省においては、安全な食料の供給を確保する観点から、化学物質による農林水産物への影響防止を図るとともに、農林水産分野において生産資材等として使用される農薬等の化学物質については国民の健康の保護や生活環境を保全する観点から、従来から農薬取締法等に基づく措置をとっており、新たな知見が得られれば逐次リスク管理の改善を行っているところです。

**(1) 農林水産物への影響防止**

国民の関心の高いダイオキシン類・内分泌かく乱物質等については、関係府省と連携しつつ、影響防止のための実態調査の実施、科学的知見の早急な集積及び影響防止技術の開発等を強化し、総合的な対策を推進しています。

**実態調査の実施**

特にダイオキシン類については、ダイオキシン関係閣僚会議において決定された「ダイオキシン対策推進基本指針」に基づき、農作物、畜産物、魚介類、農業用施設等に関する調査を実施し、含有実態を計画的かつ継続的に把握しています。

**調査研究による科学的知見の早急な集積及び影響防止技術の開発**

大気、土壌等の環境からの農林水産物への化学物質の移行経路、蓄積過程の解明に関する研究等を推進し、科学的知見の早急な集積を図るとともに、影響防止技術の開発を行っています。

**(2) 農林水産関連物資に関する対策**

農薬については、農薬取締法により登録に際して毒性試験、残留性試験を義務付けており、また農薬の使用に当たっては安全使用基準を設定し、農業者に対しその遵守徹底を指導しています。さらに登録後において有害性が明らかになった場合には登録取消等の措置をとることができます。

また、環境と調和のとれた持続性の高い農業を推進するため、環境残留性が低く防除対象以外の動植物に毒性の少ない農薬の開発、病害虫発生予察情報等の活用による合理的な農薬使用、化学農薬と天敵等の生物農薬、フェロモン剤等を適切に組み合わせた総合的な防除体系の確立・普及等を推進しています。

さらに、近年、化学物質の内分泌かく乱作用が疑われていますが、農薬においてもより一層の安全性の確保を図る観点から、内分泌かく乱作用の迅速な判別技術にかかる調査研究を実施し、これらを踏まえて、登録の試験内容の充実を図るとともに、内分泌かく乱作用に関する情報を含め評価を推進しています。

化学肥料、動物用医薬品、飼料添加物等についても、法制度に基づき、登録、使用が許可されています。

### **(3) 国民への情報提供**

化学物質問題に関する正確な情報が伝達されるよう農林水産省の講じた措置や調査研究により得られた知見等について、農林水産省ホームページや「消費者の部屋」を活用し、国民の分かりやすい形で積極的な情報提供を行っています。

## **2. 今後の農林水産省の対策の方向**

### **(1) 環境リスクの評価・管理**

農薬等の農林水産関連化学物質による環境へのリスク低減のため、最新の科学的知見や分析基準に基づいたリスク評価が行えるよう調査研究を進め、農薬取締法等の関係法令に基づいた化学物質の選定や使用規制等によりリスク管理を行っていきます。

### **(2) リスクコミュニケーションの推進**

近年、ダイオキシン問題等を契機に、化学物質による環境リスクに対する国民の関心が高まっています。農林水産省としても、関連物質についての環境リスクの評価・管理を実施するとともに、国民への情報提供を推進していくこととしていますが、今後の化学物質対策を円滑に進めていくためには、環境リスクに関する正確な情報を全ての者が共有しつつ、相互に意志疎通を図るリスクコミュニケーションの推進が不可欠と考えており、今後、化学物質と環境円卓会議を積極的に活用していきたいと考えています。